

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更届出手続について

次の内容が変更となる場合は、必要事項を記載して届け出てください。

- ・ 名称および所在地
  - ※ 旧所在地における保険医療機関等を廃止して新所在地において新規で申請した場合は、指定自立支援医療機関においても旧所在地での廃止届を提出し、新所在地での指定申請書を新規で提出してください。
- ・ 開設者の住所および氏名または名称
- ・ 標榜している診療科名（担当する自立支援医療の種類に関するものに限る。）  
（病院・診療所のみ）
- ・ 指定自立支援医療を主に担当する医師（病院・診療所のみ）
- ・ 管理薬剤師（薬局のみ）

### 【届出に必要な書類】

#### （1）病院・診療所

- ・ 指定自立支援医療機関（育成・更生）変更届出書
- ・ （別紙1）医師の経歴書
- ・ （別紙2）設備の概要（指定を受けた後に設備状況に変化があった場合のみ）
- ・ （別紙3）研究内容に関する証明書
- ・ （別紙4～別紙9）（変更届出する医療分野毎の臨床実績証明書）
- ・ 医師免許証の写し
- ・ 関係学会の加入を証明するもの
- ・ 登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書。開設者が変わった場合のみ）

#### （2）薬局

- ・ 指定自立支援医療機関（育成・更生）変更届出書
- ・ （別紙1）管理薬剤師の経歴書
- ・ （別紙2）設備の概要（指定を受けた後に設備状況に変化があった場合のみ）
- ・ 薬剤師免許証の写し
- ・ 登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書等。開設者が変わった場合のみ）

#### （3）指定訪問看護事業所等

- ・ 指定自立支援医療機関（育成・更生）変更届出書
- ・ （別紙）職員の定数
- ・ 登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書等。開設者が変わった場合のみ）